

新市街区域で埼玉県企業局による産業団地の整備に向けた調査が実施されます

問合せ：新市街地整備課 企業誘致推進担当 ☎ 991-1814

現在整備中の国道4号東埼玉道路と県道越谷野田線が結節する松伏地区・田島地区について、町は松伏町第5次総合振興計画に「新市街区域」として位置づけ、新たな雇用の場を創出する産業集積に向けた土地利用の実現を進めています。

その中で、埼玉県企業局においても同区域内で産業団地整備構想があり、実現の可能性を検討するにあたり事業収支計算や現地測量、地質調査等の調査を行うこととなりました。

この調査に際し、区域内及び周辺の皆様の所有地に立入る事も想定されますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

■対象区域/右図のとおり

■事業主体/埼玉県企業局

■調査期間/平成28年9月から平成29年3月まで

※本事業に伴い、10月から新市街地整備課の組織を再編し専任担当を配置します。

担当：新市街地整備課 企業誘致推進担当

電話：991-1814(直通)



10月から12月は滞納整理強化期間です ～ストップ！滞納～

問合せ：税務課 徴収担当 ☎ 991-1835

町税などは、私たちが暮らしていくための貴重な財源であり、決められた期限までに自主的に納めていただくものです。

多くの方が期限までに納付いただいておりますが、残念ながら一部の方が滞納しています。

税負担の公平性と税収確保のため、埼玉県と県内全市町村では、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めており、町では滞納解消に向けた取り組みとして、積極的な給与・預貯金などの差押えを行っています。

皆さまには、納期内納付をお願いします。

なお町税などの納付には便利な口座振替をご利用ください。

平成27年度差押実績

差押財産	件数
預貯金	279
生命保険	80
給与・年金	43
不動産	40
その他	14
合計	456

※なお、平成27年度については上記差押実績以外に不動産共同公売を3件行っています。

国民健康保険加入者の皆さんへ 特定健診(個別健診)の受診期間は10月31日(月)までです

問合せ：住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1868

特定健診は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診で、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、1年に1回の実施が医療保険者(協会けんぽ、共済組合、国民健康保険など)に義務づけられています。

対象者の方には、特定健康診査受診券(5月下旬に発送)及び案内文書を送付しています(紛失している方は国保年金担当にご連絡ください)。ぜひ受診しましょう！

■対象者/4月1日に松伏町国民健康保険加入者で、年間を通じて加入予定の40歳以上の方(年度中に40歳になる方、後期高齢者医療制度へ移行予定で受診日において74歳の方を含む。)

■自己負担額/個別健診 1,000円(町内の指定医療機関で実施)